

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第49号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築士法施行細則（昭和26年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(合格公告及び通知) 第31条 知事又は県指定試験機関は、2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の <u>受験番号</u> を公告し、本人に合格した旨を通知する。 2 (略)	(合格公告及び通知) 第31条 知事又は県指定試験機関は、2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の <u>氏名</u> を公告し、本人に合格した旨を通知する。 2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。